平成２３年（フ）第５２６０号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目４番23―502号
債務者　阪口　英恵
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４０９号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目９番20号
債務者　泉井秀幸こと杉野有紀こと　金　峯生
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４８９号
大阪府大東市氷野２丁目７番19号　エクセルハイツ302号
債務者　大山公美恵
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５５７号
大阪府茨木市鮎川４丁目４番10号
債務者　住田　幸一
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７２０号
大阪府東大阪市長堂１丁目18番９号　ドムス瑞光308号
債務者　山中隆博こと　康　　隆博
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７９１号
大阪市西淀川区佃３丁目19番11号　ルネッサンスクレージュ６Ａ号室
債務者　奥田　久志
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７９６号
大阪府豊中市浜１丁目21番６号
債務者　川上　　茂
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８６３号
大阪市旭区高殿５丁目４番３号　ＤＳ関目高殿301号
債務者　塩田　智美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８６４号
大阪府東大阪市加納８丁目33番19―401号、前住所大阪市鶴見区鶴見３丁目６番24号　ローズガーデン鶴見202
債務者　髙見　美紀（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８６９号
大阪市平野区瓜破６丁目５番２号　コスモハイツ101号
債務者　土肥　正宏
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８７５号
大阪府寝屋川市萱島信和町４番８号
債務者　櫻井　雄輝
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８８８号
大阪府寝屋川市中木田町26番11号
債務者　北川　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５号
広島県庄原市西城町中野23番地
債務者　近藤　隆章
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１４９号
千葉県佐倉市城248番地53
債務者　八田　佳大
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１８１号
千葉県印西市大森3922番地２　ハイツリバーサイド２―202
債務者　田村　　修
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３９８号
鹿児島県出水市六月田町560番地、旧住所愛知県岡崎市戸崎町字榎ケ坪26番地　グラシオン仁大501
債務者　中島　芳孝
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
愛知県西尾市米津町郷西５番地３　ビューラー郷西205号室
債務者　杉浦　美江
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係